

(あて先) 広島市長

## 青少年支援センター登録申請書

活動に当たって、裏面に掲げる事項を遵守・同意します。

ふりがな		性別	年齢	生年月日
名前			歳	年月日
職業等				
〒 住所	( )			
電話		FAX		
携帯		Eメールアドレス		

資格・趣味・特技等について、御記入ください。 (マッチングの参考にします。)

志望動機を御記入ください。				
支援することについて	性別		年齢	
	障害	可 · 不可	不登校	可 · 不可
交流で可能な活動について、具体的に御記入ください。 (得意・不得意は問いません。)				
交流可能な曜日・時間				
交流可能な範囲 (地域)				
交流のための移動手段				
たばこ	吸わない · 吸う	たばこの臭い	可 · 不可	
交流にあたって配慮を要することがあれば、御記入ください。				

\* 個人情報は、「青少年支援センター制度」に関すること以外には使用しません。また、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した情報は厳重に管理します。

\* この登録申請書は、直接御持参いただくか、御郵送ください。

## 広島市青少年支援メンターについて

(「広島市青少年支援メンター制度実施要領」より抜粋)

### (1) 活動の主旨

青少年支援メンター（以下「メンター」という。）は、子どもの良き理解者・支援者として子どもに接し、信頼関係を築きながら子どもの人間的成长を促すよう援助する。

### (2) 登録要件

市長は、子どもに対する深い愛情と理解を持ち、以下の条件を満たす者であって、適切に子どもと交流を行うことができると認められるものをメンターとして登録する。

- ア 満18歳に達した日以後の最初の4月1日を過ぎていること。
- イ メンターとしての責任と自覚をもって、子どもを支援できること。
- ウ メンター制度の趣旨に則って、メンターとしての役割を果たすことができるのこと。
- エ 市長が実施する研修に参加し、メンターとしての資質の向上に努めることができること。

### (3) 遵守事項

メンターは、活動に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ア 交流等により知り得た子ども及びその家庭に関する情報を他に漏らしてはならない。
- イ 交流において、営利活動、宗教活動又は政治的活動等を行ってはならない。
- ウ 交流中の子どもの安全確保に努めなければならない。
- エ 交流中の子どもに異常を認めた場合は、保護者に連絡するとともに、状況に応じて適切に対応しなければならない。また、その内容について市長に報告しなければならない。
- オ その他、市長が必要と認める事項を遵守しなければならない。

### (4) 登録の抹消

市長は、メンターが次のいずれかに該当するに至った場合は、メンターとしての登録を抹消することができる。

- ア メンターとしての適性を欠く場合
- イ 登録の継続を辞退した場合
- ウ その他、市長が必要と認めた場合